

岩手県 ひとり親家庭医療費助成事業コード一覧表（令和5年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている、高校生年齢以下の受給者のみとなっています。（全市町村共通）
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への申請書の提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	①配偶者のない女子又はそれに準ずる男子で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する方及びその児童の方 ②父母のない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の方
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで (ただし、受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市町村名	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額 <small>注) 受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし</small>
		県単独事業(所得制限 県基準の範囲内)		市町村単独事業(所得制限 県基準の範囲外)		
		高校生年齢以下	左記を超える者 41(親)・42(児童)・43(父母無)	高校生年齢以下	左記を超える者 91(親)・92(児童)・93(父母無)	
盛岡市	01	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし【小学生以上入院】2500円【小学生以上外来】750円
宮古市	02	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
大船渡市	03	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
奥州市	04	42・43	41・42・43			受給者負担なし
花巻市	05	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし【小学生以上】入院2500円 外来750円
北上市	06	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
久慈市	07	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
遠野市	08	42・43	41・42・43			【3歳以上】入院2500円 外来750円
一関市	09	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
陸前高田市	10	42・43	41・42・43			受給者負担なし
釜石市	11	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
二戸市	13	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし【小学生以上】県基準通り
八幡平市	17	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
滝沢市	18	42・43	41・42・43			【未就学】入院2500円 外来750円【小学生以上】県基準通り
雫石町	14	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
葛巻町	15	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
岩手町	16	42・43	41・42・43			県基準通り
紫波町	21	42・43	41・42・43			【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
矢巾町	22	42・43	41・42・43			【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
西和賀町	30	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
金ヶ崎町	31	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
平泉町	36	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
住田町	43	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
大槌町	45	42・43	41・42・43			41(親) 県基準通り 42(児童)・43(父母無) 受給者負担なし
山田町	48	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
岩泉町	49	42・43	41・42・43			県基準通り
田野畑村	50	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
普代村	51	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
軽米町	54	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
洋野町	55	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】入院2500円 外来1000円
野田村	56	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
九戸村	59	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
一戸町	62	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口で提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。